

荒川区地域公共交通運賃協議会設置要綱

令和 5 年 1 2 月 1 5 日制定

(5 荒防都第 1 3 5 8 号)

(副 区 長 決 定)

(設 置)

第 1 条 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）の規定に基づき、地域の実情に即した適切な一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等（同法第 9 条第 1 項に規定する運賃等をいう。以下同じ。）のために必要となる当該運賃等に関する事項を協議するため、荒川区地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を置く。

(協 議 事 項 等)

第 2 条 運賃協議会は、運賃等に関する事項を協議するものとする。

(構 成 員 等)

第 3 条 運賃協議会は、次に掲げる者のうちから荒川区長が任命し、又は委嘱する委員をもって構成する。

(1) 荒川区長又はその指名する職員

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 荒川区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(4) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者

2 委員のうち前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる者である者については、運賃協議会に代理人を出席させることができる。

(委 員 の 任 期)

第 4 条 委員の任期は、1 年以内とし、再任を妨げない。

(運 賃 協 議 会 の 運 営)

第 5 条 運賃協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 運賃協議会の議決の方法は、出席委員の全会一致によるものとする。ただし、意見が分かれる場合等採決が必要な場合は、出席委員の過半数の同意又は会長の提示する議決方法で決するものとする。

5 会長は、運賃協議会の開催に当たり、やむを得ない事由により委員の出席を求めることが適当でないと認めるときは、書面による協議を行うことにより、運賃協議会を開催することができる。

- 6 第4項の規定は、前項の規定により開催された運賃協議会における議事について準用する。
- 7 運賃協議会の庶務は、防災都市づくり部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 関係者は、運賃協議会において協議が調った事項について、協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、運賃協議会に諮り、会長がこれを定める。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調べば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調べば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ ()内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。